

相模原市 特定個人情報保護評価書
(国民健康保険に関する事務)(案)
の概要について

【問合せ先】相模原市 健康福祉局 生活福祉部 国保年金課
相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話(直通) 042(707)7023

特定個人情報保護評価書は、マイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）をコンピュータなどでの電子的な記録（以下「ファイル」といいます。）で保有する場合のリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを事前に宣言するものです。

令和3年に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」といいます。）が施行されました。標準化法では、地方公共団体における、事務処理の内容の共通性、住民の利便性向上、地方行政運営の効率化の観点から、標準化対象となる20事務に利用するシステムは、関係府省が省令で定める標準化のための基準に適合している（以下「標準準拠システム」といいます。）必要があるとされています。また、地方公共団体は、原則、令和7年度までに標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指すこととされています。標準準拠システムへの移行に当たっては、現行システムと仕様が変わることや保有データのガバメントクラウドへの移行が予定されているため、現行の評価書にクラウドへの移行等に関する記載を追加し、再評価を実施します。

I 基本情報

◆事務の内容(国民健康保険事務)

国民健康保険事務は、国民健康保険法（以下「国保法」といいます。）及び地方税法、高齢者の医療の確保等に関する法律並びに相模原市国民健康保険条例に基づき、国民健康保険の資格管理及び保険給付等並びに国民健康保険税の賦課徴収を行うものです。

本市では、以下の事務のうち法令等で定める範囲内において、特定個人情報を取り扱いません。

- ① 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務
- ② 国民健康保険税の賦課に関する事務
- ③ 国民健康保険税の徴収に関する事務
- ④ 国民健康保険被保険者への保険給付の支給に関する事務
- ⑤ 国民健康保険被保険者への保健事業の実施に関する事務

◆事務において使用するシステム※

※システムとはコンピュータを利用して、情報を電子的に取扱う仕組みのことです。

(1) 国民健康保険システム

国民健康保険の被保険者の資格、被保険者への給付、国民健康保険税の賦課等、国民健康保険に関する情報を保有・管理するシステムです。

(2) 中間サーバー

情報提供ネットワークシステムと市のシステムをつなぐシステムです。

(3) 中間サーバーコネクタ

本市における各業務の宛名を束ねるとともに、中間サーバーへのデータ変換を行うシステムです。

(4) 国保総合システム及び国保情報集約システム

平成30年度に導入されたシステムで、国民健康保険の神奈川県内における資格継続業務・高額該当回数の引き継ぎ業務を行うシステムです。本市と国保連合会を専用線で直接結び、他のシステムとの接続はありません。

(5) 医療保険者等向け中間サーバー等システム

令和3年3月より、医療機関にて被保険者の資格確認を行う「オンライン資格確認」を実施するために、市区町村の被保険者の資格履歴情報を管理するシステムです。

国民健康保険中央会(以下「国保中央会」といいます。)に設置され、国保総合(国保集約)システムから専用線で直接結ばれるため、他のシステムとの接続はありません。

◆保有する特定個人情報ファイル

- (1) 資格・賦課・給付情報ファイル(国民健康保険システム、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等システム)

II 特定個人情報ファイルの概要

| ファイル名 | 資格・賦課・給付情報ファイル |
|------------|--|
| 対象となる本人の数 | 10万人以上100万人未満 |
| 対象となる本人の範囲 | 本市国民健康保険の被保険者及びその世帯主 過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は同法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主 |
| 必要性 | ① 国保法に基づき資格情報を管理するため。 ② 地方税法に基づき国民健康保険税の賦課を行うため。 ③ 国保法に基づき給付情報を管理するため。 |
| 主な記録項目 | 個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報(住所、性別、氏名、生年月日)、連絡先、地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 |
| 事務担当部署 | 国保年金課 DX推進課、健康増進課、緑区役所区民課、中央区役所区民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) |
| 保有開始 | 平成28年5月 |

| | |
|----------------------|---|
| | 【国保総合(国保集約)システムは平成29年8月】 |
| 使用開始 | 平成30年4月 |
| 委託の有無 委託内容 | 有 ① システム開発・保守・運用 ② 高額療養費等の支給審査等 ③ 入力データ作成 ④ 資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務 ⑤ オンライン資格確認に向けた準備としての資格履歴情報管理業務 ⑥ 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守・運用 ⑦ 資格管理、賦課、保険給付に係る窓口事務及び内部事務 |
| 提供・移転の有無 (提供・移転先) | 提供有(情報提供ネットワークによる提供) 移転有(本市庁内の他部署) |
| システム機器の設置場所 | 入退室管理されたセキュリティ区画へ設置 |

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

| ファイル名 | 資格・賦課・給付情報ファイル |
|---------------------------|---|
| 特定個人情報の入手に係る リスク対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口での本人確認、チェックの徹底 ・ 国保連合会からの入手は専用線で接続した国保総合(国保集約)システムに限定する。 |
| 特定個人情報の使用に係る リスク対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 権限を有した者以外は使用できない仕組みの構築(ICカード) ・ システム操作のログ取得 ・ ファイル使用者への研修、指導の徹底 ・ 国保総合(国保集約)システムに接続する「国保総合PC」では、GUI(*)によるデータ抽出機能は搭載せず、システムの国民健康保険関係情報ファイルのデータベースから簡単にデータを抽出し、国保総合PCのハードディスク等にファイルを出力することはできない。 |
| 特定個人情報の取扱いの委託 に係るリスク対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取扱いについての事項を契約書に定める ・ 個人情報の取扱いは庁舎内で行う作業に限定する(※媒体の遠隔地保管、国保連合会との委託による業務は除く。) |

| | |
|----------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会における措置は、本市が行う措置に準じて行う。 ・国保中央会における措置は、本市が行う措置に準じて行う。 |
| 特定個人情報の提供・移転に係るリスク対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・定められた方法で、必要な情報に限定して提供・移転する仕組みの構築 <p>(提供先：厚生労働大臣、全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県、他市町村、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合)</p> |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・定められた方法で、必要な情報に限定して提供する仕組みの構築 |
| 特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ区画への保管 ・保存年限を経過したデータの消去 |

*GUI(Graphical User Interface)：例として「マウスなどで画面内のポインタを動かす、画面に表示されるフォルダ、ファイル、アプリケーション及びアプリケーション内のアイコンやメニューなどの画像を選択し、コンピュータの機能を実行する」など、情報技術者以外の人でも直感的で比較的容易にコンピュータの操作をすることができるような仕組みのこと。

IV その他のリスク対策

- ・ 規程、規則等に基づく自己点検の実施
- ・ 職員、従業員に対するセキュリティ研修の実施

V 開示請求・問合せ

◆特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先

相模原市 行政資料コーナー

相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8331

◆特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

相模原市 健康福祉局 生活福祉部 国保年金課

相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-707-7023

VI 評価実施手続

◆住民等からの意見の聴取

方法：パブリックコメント手続きに進じて行います。

実施期間：令和7年4月15日～令和7年5月14日

◆第三者点検

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問